

平成22年第5回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成22年11月29日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 太田 健一 | 2番 | 野並 享子 |
| 3番 | 小菅 六雄 | 4番 | 高橋 繁夫 |
| 5番 | 内田 聡史 | 6番 | 奥村 治男 |
| 7番 | 矢野 隆行 | 8番 | 梶山 幾世 |
| 9番 | 井狩 辰也 | 10番 | 市木 一郎 |
| 11番 | 坂口 哲哉 | 12番 | 田中 良隆 |
| 13番 | 中島 一雄 | 14番 | 丸山 敬二 |
| 15番 | 西本 俊吉 | 16番 | 三和 郁子 |
| 17番 | 鈴木 市朗 | 18番 | 田中 孝嗣 |
| 19番 | 立入三千男 | 20番 | 河野 司 |

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

| | | | |
|----------|-------|----------|--------|
| 市長 | 山仲 善彰 | 教育長 | 南出 儀一郎 |
| 政策調整部長 | 南 喜代志 | 総務部長 | 岡野 勉 |
| 市民部長 | 高田 一巳 | 健康福祉部長 | 新庄 敏雅 |
| 健康福祉部政策監 | 岩井 敏 | 都市建設部長 | 橋 俊明 |
| 環境経済部長 | 山本 利夫 | 環境経済部政策監 | 竹内 睦夫 |
| 教育部長 | 東郷 達雄 | 政策調整部次長 | 中島 宗七 |
| 総務部次長 | 井狩 重則 | 広報秘書課長 | 寺田 実好 |
| 企画財政課長 | 立入 孝次 | 総務課長 | 遠藤 伊久也 |

出席した事務局職員の氏名

| | | | |
|------|-------|-------|-------|
| 事務局長 | 田中 正二 | 事務局次長 | 佐敷 政紀 |
| 書記 | 三上 忠宏 | 書記 | 中原 正隆 |

議事日程

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 議第 9 5 から議第 1 1 1 号まで一括上程
(野洲市地域振興基金条例他 1 6 件)
提案理由説明
- 第 5 議第 9 6 号及び議第 9 7 号
(野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例等の一部を改正する条例
他 1 件)
質疑、討論、採決
- 第 6 請願第 3 号から請願第 5 号まで
(食料・農業・農村政策にかかる請願書他 2 件)
紹介議員説明

市長提出議案

- 議第 9 5 号 野洲市地域振興基金条例
- 議第 9 6 号 野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例等の一部を改正する条例
- 議第 9 7 号 野洲市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 議第 9 8 号 野洲市使用料条例の一部を改正する条例
- 議第 9 9 号 野洲市立幼稚園条例の一部を改正する条例
- 議第 1 0 0 号 野洲市こどもの家条例の一部を改正する条例
- 議案 1 0 1 号 野洲市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 1 0 2 号 平成 2 2 年度野洲市一般会計補正予算 (第 4 号)
- 議第 1 0 3 号 平成 2 2 年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議第 1 0 4 号 平成 2 2 年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議第 1 0 5 号 平成 2 2 年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議第 1 0 6 号 平成 2 2 年度野洲市下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)

議第107号 平成22年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計補正予算
(第1号)

議第108号 平成22年度野洲市水道事業会計補正予算(第1号)

議第109号 財産の処分について

議第110号 指定管理の指定につき議決を求めることについて(野洲市な
かよし交流館)

議第111号 指定管理者の指定の変更につき議決を求めることについて
(野洲市こどもの家)

開議 午前9時00分

議事の経過

(開会)

○議長(立入三千男君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、平成22年第5回野洲市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

(日程第1)

○議長(立入三千男君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員20名、全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付済みの議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元に配付しております文書のとおりですのでご了承願います。

(日程第2)

○議長(立入三千男君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、第7番、矢野隆行君、第8番、梶山幾世さんを指名いたします。

(日程第3)

○議長(立入三千男君) 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月17日までの19日間にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月17日までの19日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、既に配付済みの会期日程のとおりでありますのでご了承願います。

（日程第4）

○議長（立入三千男君） 日程第4、議第95号から議第111号まで、野洲市地域振興基金条例ほか16件を一括議題といたします。事務局に議件を朗読させます。

○事務局長（田中正二君） おはようございます。それでは議件を朗読させていただきます。議第95号野洲市地域振興基金条例、条例の制定案1件。議第96号野洲市議会議員の報酬等に関する条例等の一部を改正する条例ほか条例改正案5件。議第102号平成22年度野洲市一般会計補正予算（第4号）ほか補正予算案6件。議第109号財産の処分についてほかその他の案件2件。

以上であります。

○議長（立入三千男君） 議件の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山仲善彰君） 議員のみなさんおはようございます。本日ここに、平成22年第5回野洲市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には全員ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

本定例会におきましては、議決案件としまして、条例制定1件、条例の一部改正6件、平成22年度補正予算7件、その他3件の合計17件につきまして、ご審議をお願いするものであります。

それではまず、議第95号野洲市地域振興基金条例についてご説明申し上げます。本条例につきましては、合併による市民の連帯の強化及び地域の振興を図るための経費に充当する資金として、合併特例債を活用し基金を設置するものであります。本基金は、果実運用型の基金であります。設置目的を達成するための必要な経費に充当する場合に限り、全部又は一部を処分することができることとしております。

なお、本条例につきましては、公布の日から施行するものであります。

議第96号野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてご

説明申し上げます。

本条例につきましては、人事院勧告を踏まえ、議会議員並びに特別職等の給与改定を行うものであります。議会議員、特別職については、期末手当を一般職員に準じて減額を行うもので、本年12月支給予定の期末手当を0.15カ月分削減し、1.5カ月分に改正するものであります。また、次年度以降につきましては、年間2.95カ月分に改定するものであります。

なお、本条例につきましては、平成22年12月1日から施行するものです。なお、第2条、第4条及び第6条の規定につきましては、平成23年4月1日から施行するものであります。

議第97号野洲市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例につきましては、人事院勧告を踏まえ、職員の給与改定を行うものであります。職員の給与表については、官民給与の較差解消のため、40歳代以上の職員の給与月額を引き下げ、本年12月支給予定の期末勤勉手当を0.2カ月分削減し、2.0カ月分とするものであります。また、次年度以降につきましては、年間3.95カ月分に改定するものであります。

なお、本条例につきましては、平成22年12月1日から施行するものです。なお、第2条の規定につきましては、平成23年4月1日から施行するものであります。

議第98号野洲市使用料条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例につきましては、野洲市コミュニティバスの利便性の一層の向上を図るため、暦月の持参人式定期券を発行することに伴う改正を行うものであります。

なお、本条例につきましては平成23年3月1日から施行し、付則第3項の規定は同年4月1日から施行するものであります。

議第99号野洲市立幼稚園条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例につきましては、就学前教育・保育の一元化を目指し、篠原幼稚園を篠原保育園に一体化することに伴い、篠原幼稚園の位置及び定数を改めるものであります。

なお、本条例につきましては、平成23年4月1日から施行するものであります。

議第100号野洲市こどもの家条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例につきましては、学童保育の環境の向上や待機児童の解消を図るため、野洲第一から第六こどもの家及び祇王第三から第六こどもの家を新設することに伴い、こどもの家

の名称及び位置を改めるとともに、野洲及び祇王こどもの教室を廃止するための改正を行うものであります。

なお、本条例につきましては、平成23年4月1日から施行するものであります。

議第101号野洲市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例につきましては、野洲市水道事業変更認可申請及び湖南水道広域圏に係る広域的水道整備計画における需要予測に基づき、給水人口及び1日最大給水量の改正を行うものであります。

なお、本条例につきましては、平成23年4月1日から施行するものであります。

続きまして、議第102号から議第108号までの平成22年度野洲市一般会計補正予算及び各特別会計補正予算について、概要をご説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんください。

まず、議第102号平成22年度野洲市一般会計補正予算第4号については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23億8,057万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を213億5,311万4,000円とするものであります。

次に、第2条の債務負担行為の補正については、10ページの第2表をごらんください。

今回の債務負担行為の補正は、コミュニティバスについては、今年度から直営方式で、うち運転業務は委託しており、当初、21年度と同様に土曜日・日曜日・祝日は運行しない予定でしたが、諸般の情勢にかんがみ、最終的に土曜日は運行することに変更いたしました。これに伴い、運転業務については、3年間は同一の業者に委託することを条件に業者を決定しており、土曜運行による委託費用の不足分について、平成23年度及び24年度への影響分1,000万円を追加計上するものであります。

次に、12ページ、第3表地方債の補正については、主なものとして、地域振興基金の積み立て及び小・中学校の耐震整備事業に充てる合併特例債、また臨時財政対策債の発行可能額の決定による追加などで、総額で18億6,587万2,000円を追加するものであります。

次に、歳出の概要についてご説明申し上げます。総務費では、財政管理費の基金積立費で、地域振興基金、いわゆる合併基金への積立金として14億4,000万円を追加し、また、企画費の企画調査推進費では、野洲川改修に伴う旧野洲川北流廃川敷地の堤外民地等を土地開発基金で買収しており、今回、竹生地先の住宅開発に伴い、関係区域の市有地

を売り払うことから、当該市有地を土地開発基金から買い戻すための用地取得費を追加しようとするものであります。

民生費では、障害者自立支援事業費で、介護給付費や訓練等給付費などを、介護保険施設等整備促進事業費で、グループホーム開設準備経費の補助金を、生活保護費で、受給者数の増加により保護費をそれぞれ増額するものです。

衛生費の焼却処理施設等整備費では、新ごみ焼却場候補地の測量・地質調査委託料及び施設整備基本計画策定委託料を追加計上するものです。

商工費の商工振興事業費では、工業振興助成金を増額するものです。

土木費の道路新設改良工事費では、竹生地先の住宅開発に係る市道の新設工事費を追加しようとするものです。

教育費では、小学校費の小学校施設整備費で、野洲小学校の特別教室棟及び体育館の耐震補強整備等を、中学校費の中学校施設整備費で、野洲中学校の体育館の耐震改修整備等を、青少年教育費の学童保育所運営費で、三上こどもの家の耐震改修整備を、学校給食費で、食器の更新の購入費をそれぞれ増額しようとするものです。

その他といたしまして、本定例会に提出しております給与条例の一部改正分や人事異動等による給与関係経費の補正を計上しております。

一方、歳入については、市税では、個人市民税で、長引く不況の影響により、個人課税所得の減少が当初予算計上時の見込みを大幅に上回ったことから、2億4,065万6,000円を、固定資産税で、企業の設備投資が芳しくなく、償却資産が当初の見込み額に届かず、5,055万円をそれぞれ減額するものです。地方交付税では、普通交付税の決定により3億3,092万5,000円を追加するものです。

次に、国庫支出金では、障害者自立支援費負担金、生活保護費負担金、小・中学校の耐震整備による安全・安心な学校づくり交付金などを、県支出金では、障害者自立支援費や介護施設等開設準備経費補助金などを、財産収入では、竹生地先の住宅開発に伴う市有地の売払収入を、諸収入では、竹生地先の住宅開発に伴う市道整備の開発業者からの負担金を、市債では、先ほど地方債の補正で申し上げましたとおりそれぞれ追加するものであります。

次に、113ページをごらんください。

議第103号平成22年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,434万円を追加し、歳入

歳出予算の総額を44億2,055万1,000円とするものであります。

歳出の主なものにつきましては、前期高齢者納付金等で、今年度の納付金額の決定により不用分を減額し、共同事業拠出金では、高額医療費拠出金について、今年度の確定拠出額が当初予算計上額を上回る見込みとなったことから、不足分を増額しようとするものです。

保健事業費の保健衛生普及費では、医療費通知事業を今年度の後半休止したことによる不用分を減額しようとするものです。

その他、職員給与費の補正を計上しております。

一方、歳入につきましては、高額医療費拠出金の増額に伴う国庫及び県負担金の法定負担分を追加し、県補助金の財政調整交付金では、医療費通知事業に対する特別調整交付金を減額しようとするものです。

次に、137ページをごらんください。

議第104号平成22年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ329万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億8,178万1,000円とするものです。

今回の補正は、人事異動等による職員給与費の減額分を計上しています。

次に、155ページをごらんください。

議第105号平成22年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,030万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を28億81万8,000円とするものです。

次に、第2条の債務負担行為の補正につきましては、160ページの第2表をごらんください。

来年度に取り組む第5期介護保険事業計画の策定に当たり、十分な策定期間の確保のため、その前段となるアンケート調査を本年度に実施し、アンケート調査及び計画本体の策定委託を作業の効率化の観点から同一の業者で行うこととし、本年度にその業者を決定しようとすることから、来年度の計画策定費用を計上するものです。

次に、歳出の主なものにつきましては、総務費の介護保険事務費では、第5期介護保険事業計画の策定に必要なアンケート調査及び国庫補助を受けて実施する日常生活圏域ニーズ調査を一体的に実施し、それらに必要な経費を追加し、保険給付費では、上半期の実績で利用者の増加により、不足が見込まれるサービス費について、追加計上するものです。

地域支援事業費では、特定高齢者と特定高齢者以外の配食サービス事業委託費について、実績により過不足を補正し、小地域ふれあいサロン活動補助金については、実績により不足が見込まれることから、その見込額を追加するものです。

その他、職員給与費の補正を計上しています。

一方、歳入については、保険給付費及び人件費の補正に伴う国、支払基金、県及び市の法定負担分の補正を計上するとともに、国庫支出金では、日常生活圏域ニーズ調査に係る補助金を追加しています。

次に、185ページをごらんください。

議第106号平成22年度野洲市下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,897万円を追加し、歳入歳出予算の総額を20億1,773万8,000円とするものです。

まず、歳出では、公共下水道事業及び農業集落排水事業の消費税及び地方消費税並びに人件費の補正を計上しています。

一方、歳入につきましては、分担金及び負担金の公共下水道受益者負担金のほか、繰入金、繰越金を追加するものです。

続きまして、209ページをごらんください。

議第107号平成22年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,350万2,000円とするものです。

今回の補正は、石部頭首工管理事業費の額の確定に伴う関係団体の負担金及び県補助金の減額により、必要な補正を計上するものです。

続きまして、225ページをごらんください。

議第108号平成22年度野洲市水道事業会計補正予算（第1号）については、職員の人事異動等による人件費の補正を行うもので、収益的支出及び資本的支出の合計で1,395万1,000円を減額するものです。

以上、平成22年度の一般会計及び各特別会計の補正予算の提案説明とさせていただきます。

続きまして、議第109号財産の処分についてご説明申し上げます。

本件の財産の処分につきましては、市街化調整区域における地区計画制度の手法による民間の住宅開発が計画され、当該開発と一体的な土地利用転換を図ることにより、周辺地

域の懸案事項である諸課題の解決に一定のめどが立つことや、開発に関連して道路、公園等の公共施設の整備が可能となること、さらに、長年要望しております県道守山中主線の交差点改良の整備が促進されるよう、市三宅字三ツ井2057番、他25筆、2万7,479.51平方メートルの市有地を、当該地区の開発業者であります、株式会社松屋代表取締役池谷直に9,693万4,620円で譲渡するものであり、地方自治法第96条第1項第8号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議第110号指定管理の指定につき議決を求めることについてご説明申し上げます。

野洲市なかよし交流館の指定管理者を野洲市富波甲1339番地24の特定非営利活動法人野洲ハンディキャップスポーツクラブワイワイ21理事長高木正二郎に指定することにつき、地方自治法244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、指定期間は、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間とするものであります。

議第111号指定管理者の指定の変更につき議決を求めることについてご説明申し上げます。

野洲第一から第六こどもの家及び祇王第三から第六こどもの家が、平成23年4月から開所することに当たりまして、現在、野洲市内のこどもの家の指定管理者であります野洲市社会福祉協議会が、平成22年4月から平成24年3月まで指定管理委託を行っていることから、管理施設の指定を変更することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、ご説明申し上げました議案につきまして、審議どうぞよろしくお願いたします。

(日程第5)

○議長(立入三千男君) 日程第5、議第96号及び議第97号野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例等の一部を改正する条例ほか1件を議題といたします。

ただいま議題となっております議第96号及び議第97号について質疑を行います。ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(立入三千男君) ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議第96号及び議第97号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(立入三千男君) ご異議なしと認めます。よって議第96号及び議第97号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、議第96号及び議第97号について討論を行います。討論はございませんか。

討論があるということでございます。通告書をちょうだいいたしますので暫時休憩をいたします。

(午前9時23分 休憩)

(午前9時35分 再開)

○議長(立入三千男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

討論通告書が提出されましたので、発言を許します。第3番、小菅六雄君。

○3番(小菅六雄君) おはようございます。それでは、議第97号野洲市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、私は反対討論を行います。

本議案は、人事院勧告に基づく市職員の給与及び期末手当の改正であります。その内容は、一般職員の期末勤勉手当の年間0.2カ月の削減、行政職及び教育職給料表において40歳以上の職員に対して平均0.1%減額するというものであります。なお、本市の場合2カ年の集中改革プランを実施しており、職員の期末手当を大幅に減額しています。今回の改正があれど、その枠内ではあります、人事院勧告そのものは実施であり、その後影響されるものであります。幾つかの点で問題があると考えます。

1点目には、言うまでもなく今日、市職員のみならず市民の置かれた現状は、雇用や営業の低迷の中、申告な状況であります。政府の統計でも市民・国民の収入は減り続け、年収200万円以下、いわゆるワーキングプアは増加の一途であります。公務員労働者でいますと、さかのぼれば1998年からこの間、毎年のように給与の引き下げが行われています。これを一時金で見ますと、この12年間で合計で1カ月分以上の引き下げが行われています。平均年間給与でも60万円を超えており、大幅な引き下げがされてきました。

これは、公務員から剥奪されている労働基本権を代償する意味までも否定する、違憲性の高いものであります。このような状況の中、市職員の期末手当及び給料を減額することは、一層生活を脅かし、ひいては昨今の市民全体の収入減とあわせ、消費を低迷させ、経済を低迷させるものであります。経済の低迷となれば、企業はまたもや合理化、リストラ、

賃金引き下げへとつながります。さらにこのことは税収にも影響し、悪循環となります。ですから必要なことは、市民・国民の懐を温かくし、景気・消費を高めることこそ今求められているものであります。

2点目に、このような公務員労働者の給料引き下げは、官民給与の引き下げ競争に輪をかけるということでもあります。先ほど言いましたように、公務員のみならず民間も給与引き下げで生活が脅かされています。本来なら、このような時期、行政は市民・民間の模範とならなければなりません。にもかかわらず、行政が職員給与を引き下げるとは、結果的には民間給与の引き下げにもつながるものであります。いわゆる官民引き下げ競争に拍車をかけるだけあります。この件では、これまでの歴代の自民党政権のときに、公務員の給料を初めとする労働条件の改悪が相次いで実施されてきました。昨年、政権が民主党にかわり、経済政策なり、官民において労働条件において多くの国民がこれで少しはよくなるのではと期待をしました。ところが、新政権になりましてもよくなりませんでした。それどころか、公務員の賃金を人事院勧告以上に引き下げるとの政策もあります。これを押し進めようとしています。さすがに本市のみならず県下の連合傘下の自治労の多くの職員組合の皆さんが、選挙で民主党を推しながら、その政権が我々の賃金や労働条件を後退させると批判が出ているところであります。残念なことであります。

以上、市職員の生活を脅かすことのみならず、ひいては市民の暮らし、経済の低迷を一層進めることにつながる本条例改正案には反対するものであります。

○議長（立入三千男君） 以上で通告による討論は終結いたします。

これより順次採決いたします。

お諮りいたします。

まず、議第96号野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（立入三千男君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第96号は原案のとおり可決されました。

次に、議第97号野洲市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（立入三千男君） ご着席願います。起立多数であります。よって、議第97号は

原案のとおり可決いたしました。

(日程第6)

○議長(立入三千男君) 日程第6、請願第3号から請願第5号まで、食料・農業・農村政策にかかる請願書ほか2件を議題といたします。

紹介議員から請願趣旨の説明を求めます。まず、請願第3号について、第12番、田中良隆君。

○12番(田中良隆君) それでは、請願の趣旨の説明をさせていただきます。

皆さん方のお手元にあると思いますが、おうみ富士農協と滋賀県の農政連の野洲支部、そして同じく農政連の中主支部の委員会の会長あるいはその農政連の支部長から出ている請願でございます。

食料・農業・農村政策に係る請願ですが、皆さん方御存じのように今年の夏は非常に、特別に暑い夏でございました。農家、特に米農家については、量がとれない。ボリュームが全然とれなかった。収量が悪かった。そして品質が悪かった。いわゆる米が十分に実らなくて、米粒の背中が白くなったり腹が白くなったり、いわゆる細い米ができた。そういう品質が悪かった。そこへもってきて価格が安くなったと、いわゆる三重苦の非常にひどい年でございました。

そんな中で今、TPPへの反対とかいろいろ請願が出てるわけですが、これはもともと民主党の約束を守ってくれというのが、この中の基本的なベースにはなっております。今年22年度は米の戸別所得補償のモデル事業としてやりました。それについては、米の生産コストが1俵で1万3,700円かかっています。販売価格は過去3年の平均で1万2,000円でした。その差額1,700円を1反に直しますと1万5,000円ぐらいを補償しようという、そういう制度でございますが、その辺のことがたちまち今年はできるでしょうけども、このTPPなりこういうのをやって、これからその財政的な負担に耐えられるのかという、そういう不安がある中での要望でございます。

めくっていただきまして、簡条書きで何点か書いておりますが、我が国の食料・農業政策においては、食の安全・安心、安定供給、食料自給率の向上、国内農業・農村の振興を基本方針とし、日本の農業を崩壊に導き、食料安保保障と両立し得ないTPP等の参加交渉や協定の締結については断固反対することということがうたっております。

今現在でも80万トン、GATTウルグアイラウンドの約束で入っています。80万トンというと米の生産量の約1割、日本で今現在生産されている米の1割を今も無理やりに入

れられているという、そういう状況におきまして、ＴＰＰをやってしまいますと、無条件に例外なく関税がなくなるということでございますので大変なことになる。これは農業者だけではなくて地域経済に大きな影響があるということで断固反対をしていただきたいという、そんな請願でございます。

ＴＰＰにつきましても、この下のカロリー５０％を目標しますという、それに全く相反する内容でございます、これが両立するとはとても考えられないという、そういう内容のことを書いております。

それと、大きい２番目の中に書いてますのは、過剰作付けや需給見通しの誤りによります米の過剰については国の責任で何とかしてほしい、早急に対応してほしい、そういう内容でございます。

次の集荷円滑化対策の過剰米対策資金、これは今、野洲市の農家も、日本じゅうの農家がそうなんですが、１反で１，５００円、米をつくった面積に対して１，５００円ずつ皆出しています。それが今、国全体で３２０億余りあると思いますが、それを自由に農業者の意向で過剰米対策に使えるように認めてほしいという、そういうような内容でございます。今現在、国全体の転作率は４割弱、３８か９ぐらいだと思います。県全体が三十二、三％、野洲市は２８か２９ぐらいだと思いますが、そういうようなことをしていながら、まだまだ米が余っている。これから恐らくは転作も野洲市でも当然転作率は増えていくだろうという、そういう思いがあるわけですが、そんな中できちっと予算的にも対応できるようにしてほしい、マニフェストの約束を守ってほしい、それが趣旨でございます。

細かいことはいろいろ書いておりますが、概要としますとそういう内容の趣旨でございますので、紹介議員として説明させていただきました。よろしくお願い申し上げます。失礼します。

○議長（立入三千男君） 次に、請願第４号について、第１番、太田健一君。

○１番（太田健一君） ＴＰＰの参加に反対する請願。請願趣旨を説明します。

菅内閣は、全品目の関税を撤廃する環太平洋戦略的経済連携協定、ＴＰＰへの参加に向けた協議開始を決定しました。ＴＰＰは、例外品目を認めず全品目の関税を撤廃する協定であります。ＴＰＰへの参加による日本農業への影響について農水省が発表した試算でも、農産物生産額は年間４兆１，０００億円減少する、供給熱量で見た食料自給率は現在の４０％から１４％に急低下する、米の生産量は９０％の減、砂糖、小麦はほぼ壊滅する、農業の多面的機能が失われることによる損失額は３兆７，０００億円に上る、農業関連産業

も含めたGDPは年間7兆9,000億円減少する、そのために340万人の雇用が失われるなどとしています。また、地域経済への影響として、北海道庁が発表した試算では、北海道経済への損失額が2兆1,254億円に上り、農家戸数が3万3,000戸減少するとしています。米の生産県である滋賀県においても、米生産量90%減は県の農業に壊滅的打撃を与えるものです。

このように、TPPへの参加によって、例外なしに関税が撤廃されれば、日本農業と地域経済、国民生活に与える影響は極めて甚大であります。今国民の圧倒的多数が願っている食料自給率の向上とTPPへの参加は絶対に相いれません。今求められているのは、食料をさらに外国に依存する政策と決別をし、世界の深刻な食料需給に正面から向き合い、40%程度にすぎない食料自給率を向上させる方向に大きく踏み出すべきだと考えます。

以上の趣旨から、下記の事項についての意見書を政府関係機関に提出されるよう願いたします。

請願事項1、環太平洋戦略的経済連携協定、TPPに参加をしないこと。

以上、議員の皆様のご賛同をお願いします。

○議長（立入三千男君） 次に、請願第5号について、第3番、小菅六雄君。

○3番（小菅六雄君） それでは、請願第5号沖縄への新基地建設と全国への米海兵隊訓練移転を進める日米合意の撤回を求める意見書の採択について、これを求める請願についての説明をさせていただきます。請願書をごらんいただきたいと思います。

請願趣旨にも書かれていますように、日本政府は5月28日に米政府との間で合意した日米安全保障協議委員会共同発表に基づき、米軍普天間基地の代替施設として沖縄県名護市辺野古周辺へ基地を建設し、米海兵隊の訓練を全国の自衛隊施設へも拡散しようとしています。

しかし、この日米合意は沖縄県民の同意を全く得ていないもので、沖縄県内の世論調査は、普天間基地の無条件撤去が38%、国外移設が37%、合わせて75%が普天間基地の日本からの撤去を求めています。沖縄県議会も7月9日、県内移設反対という県民の総意を全く無視するもので、しかも県民の意見を全く聞かず頭越しに行われたものであり、民主主義を踏みにじる暴挙として、また沖縄県民を愚弄するものとして到底許されるものではないと、これを見直す意見書を全会一致で採択しました。さらに、9月12日投票の名護市議会議員選挙でも、基地反対派が多数を占め、1月の市長選挙に続き、名護市民は新基地建設を許さない立場を示しました。なお、この件では昨日沖縄県知事選が行われま

したが、いずれの候補者も県外移設・国外移設ということで、名護市への移転を認める立場ではありません。

そもそも普天間基地は、米軍が占領下に国際法に違反して県民の土地を強奪してつくられた基地でありまして、無条件に返還するのは当然であります。また、米海兵隊は日本の防衛を任務とせず、イラク戦争やアフガニスタン戦争に出撃している海外侵攻のための部隊で、その移設先を日本が提供する必要と義務は全くありません。また、日米合意では、海兵隊と米軍の訓練を滋賀県の饗庭野演習場を含め全国の自衛隊施設に移転しようとしています。これは、海外侵攻のための米海兵隊の訓練基地を全国に拡散することであり、米軍・自衛隊の一体化をさらに進めようと危険な企てです。訓練の移転・分散が沖縄の負担軽減にならず、沖縄でも全国でも米軍訓練による被害を拡大することは明らかです。これは米軍機の訓練を本土の航空自衛隊基地へ移転した後も、嘉手納基地では訓練や騒音被害が軽減されず、逆に激増していることに示されています。

よって、日本政府が今やるべきことは基地と訓練のたらい回しや日米軍事体制の強化ではなく、憲法9条を生かして、核兵器廃絶や軍縮の先頭に立ち、アジアと世界の平和を実現することです。

以上の見地から、貴議会が政府に対して今回の日米合意を撤回するよう求め、意見書を提出されるようお願いします。

こういう内容でありまして、議員皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げまして説明とします。

○議長（立入三千男君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。明11月30日から12月5日の6日間は議案調査のため休会といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ご異議なしと認めます。

よって、明11月30日から12月5日の6日間は休会することに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。来る12月6日は午前9時から本会議を再開し、議案質疑、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。（午前10時00分 散会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成22年11月29日

野洲市議会議長 立 入 三千男

署 名 議 員 矢 野 隆 行

署 名 議 員 梶 山 幾 世